

審議会等の設置及び運営に関する指針（該当部分抜粋）

第5 審議会等の会議の公開

審議会等の会議は、原則として公開することとし、公開に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の公表により行うこと。
- (2) 会議の傍聴は、会議場に一定の傍聴席を設けて、希望する者に傍聴を認めることにより行うこと。
- (3) 傍聴を認める会議の開催に当たっては、あらかじめ審議会等の名称、開催日時、場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続等について、原則として開催日の1週間前、遅くとも3日前までにプレスリリースするとともに、県のホームページに掲載することにより県民に周知すること。
- (4) 会議結果の公表は、議事録及び会議資料の県のホームページへの掲載、行政情報センター、行政情報コーナー等への備え付けにより行うこと。
- (5) 会議資料の公表は会議終了の日から概ね2週間以内を目安に、また、議事録の公表は概ね1月以内を目安に行うよう努めること。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、附属機関にあっては 審議会等の長がその会議に諮って、懇談会等にあっては所管課において、それぞれ非公開の決定を行うことができること。なお、非公開の理由の開示を求められた場合には、それを明らかにすること。

ア 長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）第7条各号に定める非公開情報について審議する場合

イ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合

- (7) 附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関の長が会議の開催日時等の決定にあわせ、会議に諮って行うこと。なお、あらかじめ会議に諮ることができない場合は、各委員の意思を確認し事前に決定すること。
- (8) 会議の傍聴を認めない場合であっても、議事要旨の記録等の公開が可能な場合、会議結果の公表は行うこと。